

第5回盛岡広域環境組合「施設整備検討委員会」議事録

開催日時：令和6年6月25日（火）

開催時間：午後2時00分～午後3時44分

開催場所：盛岡市勤労福祉会館

3階 研修室兼展示室

傍聴者：一般傍聴者3名

報道機関：1社（1名）

1 開会

【事務局（菊池総務課長）】

本日の委員会は、委員6名全員が出席ですので、盛岡広域環境組合施設整備検討委員会条例第5条第2項の規定により、委員会は成立となります。

2 挨拶

【事務局（森田事務局長）】

【事務局（菊池総務課長）】

それでは、委員会条例第4条第2項の規定により、ここからは委員長に議事を進めていただきたいと存じます。

伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

3 議事

【伊藤委員長】

皆様、御苦労さまです。伊藤です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

（1）検討委員会の議題及びスケジュール

【伊藤委員長】

それでは、次第に従いまして進行させていただきたいと思います。

まず、次第の3、議事になりますけれども、(1)番、「施設整備検討委員会の議題及びスケジュール」について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

盛岡広域環境組合施設課の藤原でございます。施設整備検討委員会の議題及びスケジュールについて、御説明いたします。座って説明させていただきます。

資料1を御覧ください。この資料では、本日御協議いただきます議題につきまして、全体スケジュールの中での議事等を御確認いただければと思います。

2ページを御覧ください。委員会の想定開催日及び議題について表にまとめたものになります。本日は、第5回、太枠で囲んだ部分になります。災害時の有効活用方法、環境学習機能及びごみ処理方式の選考に係る事前協議についての審議をお願いいたします。

第6回以降の委員会開催日及び議題は、表に示すとおりとなりまして、第8回の施設整備基本計画（最終版）の協議までを予定しております。

次に、3ページを御覧ください。こちらは、御説明いたしました施設整備検討委員会のスケジュールを、項目ごとにバーチャートで示しております。本日は、令和6年度6月、第5回委員会の⑤となります。御確認いただければと思います。

施設整備検討委員会の議題及びスケジュールに関する御説明は、以上となります。

【伊藤委員長】

御説明ありがとうございました。ただいまのスケジュール、それから議題について、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、これにつきましては御確認いただいたというふうにさせていただきたいと思います。

(2) 協議事項

①災害時の有効活用方法について

【伊藤委員長】

それでは、続きまして協議事項に入ります。①番の「災害時の有効活用方法について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

それでは、引き続きお願いいたします。

資料2、「災害時の有効活用方法について」、御説明いたします。

災害対応の検討に当たりましては、国の計画、盛岡市地域防災計画及び廃棄物エネルギー利活用・環境対策等懇話会等の意見をもとに検討いたします。

2ページをお願いします。

初めに1、「国の計画」になります。国の「廃棄物処理施設整備計画」では、7つの基本的な方針を示しており、そのうち表に示す3つの方針で、アンダーラインの部分になりますけれどもキーワードです。災害対応に関して触れております。中でも、表の上ですね、「地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備」では、災害時の防災拠点としての活用が示されています。

次に、3ページを御覧ください。

2、「盛岡市の計画」になります。盛岡市の地域防災計画では、廃棄物処理体制に関する防災対策として、枠の中に示すとおり、施設の耐震化及び不燃堅牢化、非常用自家発電設備等の整備、冠水時に機器冷却等に使用する地下水や河川水の確保、施設の補修等に必要な資機材の備蓄について努めることとしております。

次に、4ページをお願いします。

こちらは3、「廃棄物エネルギー利活用・環境対策等懇話会」になります。この懇話会では、整備予定地の地域住民の代表の方々からさまざまな意見をいただきました。この中で、災害対応に関して、基本方針では「災害に強いまちづくり」、「地域が目指し、求める将来像」では、「災害発生時における地域の防災拠点」がございましてけれども、災害に強いごみ処理施設を整備することにより、発災時においてもごみ処理を安定して行い、電力や熱の安定供給を可能とすること。地域振興施設内に地域の避難所として使用できる部屋や備蓄倉庫の整備を行うことで、地域内の防災拠点とすること。以上のようにまとめております。

なお、この4ページは、参考資料1、「廃棄物エネルギー利活用・環境対策懇話会」のまとめの6ページから7ページを抜粋して、作成したものであります。

次に、5ページを御覧ください。

4、「災害対応の方策」になります。本組合では、本施設の災害対応として、前述の懇話会のまとめを考慮し、また環境省の「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」の例も参考に、表に示す5つの機能、防災機能・避難所、災害廃棄物の受入処理、エネルギーの

供給、防災備蓄、情報発信の拠点機能を有した施設を目指してまいります。

次に、6ページを御覧ください。

5、「防災機能」になります。本施設では、災害発生時に一時的な避難所として活用し、停電時には電源供給するなど防災機能を強化した計画とし、表に示す防災機能を設置する計画といたします。

ここで、スクリーンのほうを御覧いただきたいと思います。

全国事例として、6つの災害対応事例を紹介します。1つ目ですけれども、武蔵野市クリーンセンターになります。こちらでは、災害時におけるエネルギー供給拠点としての機能を備えております。これはイメージになります。

こちらは、今治市の事例になります。こちらでは避難所としての機能を有し、備蓄倉庫を備え、災害時には、電気供給、マンホールトイレの設置を有した施設となっております。

次例が、ながの環境エネルギーセンターになります。こちらでは、ヘリコプター緊急救助用スペースや太陽光パネルの設置、かまどベンチや防災トイレが整備されております。

4つ目が、町田市バイオエネルギーセンターになります。こちらでも、災害に強い施設を整備し、災害時に有効な防災機能を確保しております。

5つ目が、ちくま環境エネルギーセンターです。こちらは、電気自動車用充電設備の設置や、災害時に浴場を開放する機能を有しております。

最後に、リンピアいなばになります。こちらでも同様の防災機能を有し、震度7の地震でも倒壊しない堅牢な建物であるため、避難所として活用することができる施設になります。

それでは、資料本編に戻ります。6ページを御覧ください。

表になりますけれども、建設段階から設置する機能としては、防災備蓄と非常用発電機、AED装置、仮設トイレの設置を考えております。また、災害発生時に設置する機能として、施設の開放、浴室・シャワー室の開放を想定しているものであります。

なお、これらの防災機能につきましては、いわゆる基本的、必要最低限のものをつけるということになります。

最後に、前回の委員会において、本施設での耐震基準の設定に当たり、委員さんから、資料による説明だけではなく、実際に災害が起きている地域での設定事例があればわかりやすいといった御意見がございました。本議題と関わる事項であるため、調査した結果に

つきまして、ここで報告をさせていただきます。

参考資料 2-1 を御覧ください。

こちらの資料ですけれども、調査では、震度 6 強以上を抽出条件として、東日本大震災、熊本地震、及び能登半島地震の 3 つの震災、地震が起こった地域にある施設の耐震安全性等を各自治体に照会をして、回答を取りまとめたものです。

まず、耐震安全性の分類、表の真ん中ほどですけれども、熊本地震、能登半島地震の地域にある施設の設定基準は確認できましたが、東日本大震災の地域にある施設の設定基準は、表の下のほうの※ 1 にありますとおり、国土交通省における「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を平成 25 年に制定しておりますが、それ以前に設計された施設であることから、この部分に相当する耐震安全性の設定基準が確認できなかったという部分もございます。

なお、被害状況につきましては、建築物の構造体、柱とか梁等々で大きな被害はありませんでした。また、建築非構造部材、プラント設備については、損傷が見られたという状況になっているものであります。

次に、参考資料 2-2 をお願いいたします。

参考資料 2-1 の繰り返しになりますけれども、能登半島地震、熊本地震では、建築の構造体にも大きな被害が出ることによる施設操業停止の事例はほとんどなかったということであり、施設の操業停止になった原因は、外部の電源喪失だったということになります。

東日本大震災を含む施設での被害状況を踏まえると、各設備の細かい部分では被害が見受けられたといった状況であります。

このことから、本施設での耐震安全性の設定は、国の設定に係る考え方や全国事例を踏まえ、震度 7 相当に耐え得るものとして、前回の委員会での内容のとおり、構造体：Ⅱ類、建設非構造部材：A類、建築設備：甲類等を設定することで考えているものであります。

「災害時の有効活用方法について」に関する御説明は、以上となります。

【伊藤委員長】

御説明ありがとうございました。資料のほうで、「災害時の有効活用方法について」と、それから前回の補足説明ということで、耐震安全性の設定について、御説明いたしましたけれども、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

柳井委員、お願いします。

【柳井委員】

盛岡市の地域防災計画が3ページに書いてあり、災害対応、防災機能として避難所機能というのがあるんですけれども、盛岡市の計画の中に、この施設が避難所として位置付けられているんですか。

その件と給水の話ですけれども、水はたしか地下水を主に使うという話だったと思う。水の復旧が1週間か1か月かわかりませんが、ある程度の期間かかるとすると、地下水、河川水ですかね。どの程度まで調べているか、ちょっと教えていただきたい。

【事務局（藤原施設課長）】

まず、避難所の位置付けのほうになりますけれども、現段階では、まだ施設の計画段階、建設まで時間がかかるということでもあります。なので、市の地域防災計画との整合、すり合わせというのは、今後、これからということ考えているものであります。

あと、地下水の関係があったんですけれども、地下水の現状ということであれば、昨年度に整備予定地のボーリング調査をやっておりまして、GLから5メートルぐらいだったと思いますけれども、その部分には地下水があったということでもあります。実際、使うに当たっては、水量等も考慮していかなければならないかと思っておりますけれども、それはその段階でということ考えております。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。調査が必要ということで、お願いいたします。

ちょっと関連して、現在の盛岡市クリーンセンターの場合には、どういう位置付けになっておりましたでしょうか。防災、避難所とかそういったものに関しては。

【事務局（藤原施設課長）】

現在の盛岡市クリーンセンターですが、松園の北のほうにあるんですけれども、地域防災計画上での避難所の指定にはなっていない状況であります。

【伊藤委員長】

わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。小野委員。

【小野委員】

6ページの仮設トイレの設置というところで、トイレ設備を備蓄する、倉庫に保管ということですが、これは、いわゆるマンホールトイレを想定されているのでしょうか。

【事務局（藤原施設課長）】

現段階ではということになりますけれども、御指摘のとおりで、マンホールトイレなのかなと思っています。

【小野委員】

では、そのマンホールトイレに関してのことですけれども、マンホールトイレの場合、排水用にマンホールの蓋を外して、そこを使うわけですけれども、その上に設置する、いわゆる便器は、ここに書かれているように、備蓄倉庫に保管をされると思うんです。

昨今、特に女性のトイレの問題で、マンホールトイレというと、一般的に設置されるのは全部自立式のテントなんですね。あのテントの場合、例えば、たばこの火のようなものとか何かがあったときに穴があいたり、あとは基本的に鍵がかけられないので、実際に女性は不安で使えないということが多いんですね。

マンホールトイレのように、備蓄倉庫から持ち運んできて設置するというのであれば、そこに簡単な、いわゆる組立パネル式で、ちゃんとドアの開閉やロックができるようなものを一緒にセッティングをして、便器とその周りの壁の部分にですね。パネルができるようにされたほうが、よろしいのではないかと考えています。

一般的に、このマンホールトイレの場合は、自立式の簡単なテントを何基かそこにテープで固定するなりということが多いんですけれども、現実問題として、昨今は女性がなかなか使うことができなくて、トイレ問題というものも出てきますので、備蓄倉庫に収納可能であれば、そういったパネルを検討していただけたらと思います。

【伊藤委員長】

いかがでしょうか。

【事務局（藤原施設課長）】

御意見、ありがとうございます。そうですね、昨今のさまざまな状況を見ますと、例えば工事現場などでも女性用のトイレということで、新たなカテゴリーじゃないですけども、そういったものも進んできているということで理解をしているということでもありますので、御指摘の女性対応ということになるんでしょうか、そういったものも考慮した整備ということで、進めてまいればと思います。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。ちょっと今の意見と関連して、全てがマンホールトイレというわけではなくて、例えば一部汲み取り式のものだとか、あと、下水道の管路も被災して流せ

なくなることも想定されますので、そういったところも検討していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

では、私からちょっと細かい点ですみません。参考資料を示していただいて、盛岡市のプラント設備が3日後に再稼働させたということですが、この3日後になった理由というのは、どんなものがあつたのでしょうか。

【事務局（藤原施設課長）】

この震災直後ですけれども、停電が3日間だったということで、電気が復旧後に施設も復旧したということになります。

【伊藤委員長】

そうしますと、この当時は、自家発電機のようなものはなかったということでしょうか。

【事務局（藤原施設課長）】

はい。施設の起動には外部電源が必要だったということのようです。

【伊藤委員長】

はい、わかりました。

今度、新しく計画しているところでは、どのくらいの規模の自家発電になるんですか。

例えば、避難してきた方々がちょっと部屋の電気を使うぐらいのものなのか、施設まで稼働できるものなのか。そのあたりは、どのように考えていらっしゃいますか。

【事務局（藤原施設課長）】

稼働できるぐらいのものは確保されるかと。また、起動してしまえば、発電ができるということになります。

【伊藤委員長】

はい、わかりました。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、防災関係については、御理解いただいたということにさせていただきたいと思います。

②環境学習機能について

【伊藤委員長】

続きまして、協議事項の②番、「環境学習機能について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

引き続きお願いいたします。資料3、環境学習機能について、御説明いたします。

環境学習機能の検討に当たりましては、こちらも国の計画、そして構成市町の環境基本計画及び廃棄物エネルギー利活用・環境対策等懇話会での意見をもとに、検討してまいります。

2ページを御覧ください。

初めに1、「国の計画」になります。国の「廃棄物処理施設整備計画」では、7つの基本的な方針を示しており、このうち表に示す3つの方針で環境学習機能に関して触れてございます。

この方針の中には、アンダーラインの部分になりますけれども、環境教育・学習等により住民及び関連する事業者の自主的な取組の促進、地域住民を対象とした環境教育・環境学習機会の提供、環境教育・環境学習の場としての活用、環境教育・環境学習等の効果について住民や事業者に対して明確に説明する。

これらの部分に「環境教育・環境学習」が、キーワードとして盛り込まれております。

このことから、環境教育・環境学習は、今後の施設整備に当たって大切な視点であると考えているところであります。

次に、3ページを御覧ください。

2、「構成市町の各種計画」になります。構成市町では、表に示すとおり、環境基本計画や一般廃棄物処理基本計画等の計画を策定しており、それぞれの計画において、環境学習についての施策を盛り込み、取り組んでいます。

参考までに、構成市町の各種計画における環境学習分野に関して抜粋した内容について、3ページの下の方ですね。①から6ページの⑧にかけまして表にまとめておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、7ページを御覧ください。

3、「廃棄物エネルギー利活用・環境対策等懇話会」になります。資料2でも出ましたけれども、懇話会では、整備予定地の地域住民の代表の方々からさまざまな御意見をいただきました。

この中で、環境学習に関し、基本方針では「良好な環境づくり」、地域が目指し、求める将来像では「環境学習の場」として、「焼却施設における環境負荷の低減の取組などを紹介する機能を備え、また、エネルギー利活用エリアの緑化に努め、温室効果を含む環境問題

に関する住民への情報提供の場とすること。」このようにまとめられております。

なお、この7ページは、先ほどと同様ですけれども、参考資料1、「廃棄物エネルギー利活用・環境対策等懇話会のまとめ」の6ページ及び8ページから抜粋したものとなっております。

次に、8ページを御覧ください。

4、「環境学習機能の検討」になります。(1)、「環境学習機能の検討方針」ですが、本組合では、構成市町での環境学習・教育に対する方針や施策及び懇話会での意見を踏まえ、環境学習機能を整備してまいります。

(2)、「環境学習機能の種類及び事例」ですが、環境学習には、表に示すとおり、主に「見る」、「触れる」、「考える」、「実践する」の4種類が、事例として多く見受けられます。

①の「見る」では、見学コースを回って実際の設備及び展示スペースで設置された展示物を見る。研修室等において映像を見る。

ここで、スクリーンのほうをお願いしたいと思います。

「見る」の事例といたしまして、こちらは町田市バイオエネルギーセンターでのトリックアート等の様子になります。

次に、京都市南部クリーンセンター及びちくま環境エネルギーセンターの事例です。

次に、エコクリーンピア播磨での展示の様子及び菊池環境保全組合での事例になります。

資料に戻って、②の「触れる」では、施設の模型などに触れる、模型などを操作する、バーチャル体験などがあります。

こちらも、「触れる」の事例としまして、スクリーンのほうをお願いしたいと思います。

初めに、守山エコパーク環境センターでのバーチャル炉内体験と、エコクリーンピア播磨の収集車体験トリックアートの様子になります。

次に、熊本市西部環境工場での発電床体験装置と、上越市クリーンセンターでのごみクレーン操作体験。次に、クリーン・エネ・パーク南部の搬入物・搬入禁止物による影響の映像及び船橋市北部清掃工場のアアカーテン体験展示になります。

次に、③の「考える」では、クイズコーナー、環境学習講座の開催などがありまして、こちらもスクリーンをお願いしたいと思いますけれども、初めに、東京二十三区清掃一部事務組合杉並工場と上越市クリーンセンターでの学習コーナーの様子になります。

次に、町田市バイオエネルギーセンター及び今治市クリーンセンターでの学習コーナーの様子になります。

次に、ちくま環境エネルギーセンターやリンピアいなばでの体験型環境クイズの様子になります。

そして④「実践する」では、リサイクル体験、ビオトープ、再生品の設置になっていて、こちらもスクリーンになりますけれども、「実践する」の事例といたしまして、初めにエコクリーンピア播磨のリサイクル工房と、さいたま市桜環境センターの3Rマーケットの様子です。

次に、さいたま市桜環境センター及び京都市南部クリーンセンターのビオトープの様子になります。

さらに、ここで全国事例について、スクリーンにて御紹介いたします。御確認をお願いしたいと思います。

こちらがNo.1、さいたま市桜環境センターです。体験型・参加型の展示やイベントを通じて、環境の保全や資源の大切さなどを学ぶことができる環境啓発施設、3Rディスカバーハウス、3Rマーケット、3Rカフェが導入されている点が、特徴となっております。

No.2、岩手中部クリーンセンターです。液晶モニター付き説明装置や炉室展望室投影式説明装置など、実際に目にすることが難しい部分を紹介する設備が整っていることが、特徴となっております。

No.3、東京二十三区清掃一部事務組合練馬工場です。火格子に見立てた見学者用ツールやプロジェクションマッピングを活用したクイズなど、体験型の設備が多数導入されている点が、特徴です。

No.4、福岡都市圏南部環境事業組合のクリーン・エネ・パーク南部になります。実際のごみ収集車の展示や床発電の設置など、実際に見る、体験することが可能な設備の設置が、特徴になっています。

No.5、熊本市西部環境工場です。炉内リアル体験ロードや3Dスクリーンといった臨場感あふれる設備により、ごみ処理について学ぶことができることが、特徴です。

No.6、ふじみ野市三芳町環境センターになります。不要となったタンスを修理し、販売するリサイクル工房による3Rの啓発や、手回し発電機といった参加型の設備がそろっている点が、特徴となっております。

No.7、船橋市北部清掃工場になります。エアカーテン体験展示や環境クイズゲームなど、実際に体験することが可能な設備がそろっていることが、特徴です。

No.8、武蔵野市クリーンセンターです。施設を活用した啓発施設において、さまざまな

体験学習を行うことができることが、特徴です。

No.9、上越市クリーンセンターです。ごみクレーン操作体験といった、実際に体験することが難しい設備について触れることが可能なのが、特徴になっています。

No.10、京都市南部クリーンセンター第二工場です。火格子に見立てた見学者用ツールや展望台付きの煙突など、楽しく学ぶことが可能な設備が導入されていることが、特徴です。

No.11、ながの環境エネルギーセンターです。ゲーム感覚で、楽しく環境や施設の運転管理について学べるコースが豊富にそろっている点が、特徴になっています。

No.12、桑名広域清掃事業組合の「リサイクルの森」です。不用品交換ショップやワークショップ、解体工作の開催などの3R啓発を盛んに行うための設備やイベントが豊富な点が、特徴になっています。

No.13、富士市の新環境クリーンセンターです。修理工房、森林環境創造ゾーン、食材再生室といった3Rに加え、近隣環境にも配慮した設備が導入されている点が、特徴です。

No.14、菊池環境保全組合の菊池環境工場です。開放感のある見学者通路に加え、パーソナルロボットを活用した見学者案内など、誰もが気軽に見学できる施設である点が、特徴になっています。

No.15、町田市バイオエネルギーセンターです。トリックアートのごみクレーンや、蒸気復水器のファンの風を体験できる設備を導入されている点が、特徴です。

No.16、高砂市エコクリーンピア播磨です。可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、管理棟の各施設の各階に、パネルやトリックアートを用いた見学者用設備を豊富に導入しているのが、特徴になっています。

最後、No.17、鳥取県東部広域行政環境組合のリンピアいなばです。地元園児により作成された世界に1つだけのごみクレーンやワークショップの開催など、地域に密着した施設づくりが施されている点が、特徴になっております。

以上、17の事例を御紹介いたしました。

では、本編に戻っていただきます。9ページを御覧ください。

(3)、「本施設で計画する環境学習機能(案)」ですが、本施設で整備する環境学習機能は、配置する施設がごみ焼却施設であり、リサイクル施設ではないことや費用対効果も考慮しまして、「見る」、「触れる」、「考える」の3つのコンセプトとして、枠の中のコンテンツ、研修室において映像を見ることで、本施設の仕組みやごみ減量などのテーマの説明を聞いてもらう。見学者ルートに設置する説明用パネルや実際のプラットホーム、設備を見

ることで、施設の仕組みを見てもらう。見学者ルートに設置する体験型の展示物や分別不適物品等で、「見る」、「触れる」を体験してもらう。玄関や見学ホールなどに学習コーナーを設置し、「考える」でごみ処理についての理解を深めてもらうことを基本として考えております。

次に（４）、「本施設で計画する環境学習機能の対象（案）」ですけれども、本施設に来訪する見学者に対する環境学習機能は、次のページで示す対象を基本としまして、これらの対象を施工事業者の選定段階で規定をしていくことを想定しております。

なお、環境学習への対応は、これらの基本的な機能を踏まえ、施設配置やエネルギーの利用と同様に、事業者の選定過程の中で、プラントメーカーからの提案をもとに決定していきます。

次に、10ページを御覧ください。

「本施設で計画する環境学習機能の対象（案）」を、対象ごとに機能を表示し、具体的な学習内容について表にお示ししております。

展示・学習コーナーでは、見学コースにてクイズなどで学ぶ。

研修室では、映像や講座により、ごみ処理の流れやごみ減量等を学ぶことで、環境学習の推進を図る。

プラットホームでは、ごみが運ばれてくる様子やピットへのごみ投入の様子を学ぶ。

ごみピット、ごみクレーン操作室では、炉内やクレーンのごみ投入の様子を見学し、処理の開始について学ぶ。

中央制御室では、監視運転の必要性を、また炉室を見学することで、ごみ処理への理解を深める。

ボイラタービン発電機では、環境に優しい施設であることや、停電時に電気を活用する災害対応に優れた施設であることを学ぶ。

以上を案として考えているものであります。

環境学習機能についての御説明は、以上となります。

【伊藤委員長】

ありがとうございました。いろいろと例を示していただきましたけれども、環境学習機能について、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

小野委員、お願いします。

【小野委員】

説明ありがとうございます。まず1点は、今いろいろな施設を見せていただいたんですけども、結局、これは予算次第ということになってしまうのではないかと。

上を見ればきりがないし、最近、いわゆる3Dだとか、いろいろな機能がどんどん出てきていることから、そこに終始してしまうので、もう一度この環境学習という意味で検討していただきたいのは、今までのお話ですと、ごみ学習がごみ学習で終わってしまっているんですね。

ここの立地からいっても、隣に雫石川があったり、あるいは水を有効に使ったり、もちろん外部にそういった汚れた物を出さないとかで言えば、総合的な環境への対応について、見学者に十分説明できるのではないのか。エネルギーの問題、ごみの問題から始まって、周辺環境への影響として、生き物のこととかができるんですけども、そこがあまり入れられていない。

どちらかという、清掃工場が負の遺産的な見方をする方もいるので、いかにきれいであるかをPRすることに、ちょっと終始しすぎているのかなという気がします。

ここで学習センターをつくるわけではないですから、その辺の理解はしているつもりですけれども、一時期、総合学習がはやったときに、学校に対して学習センターなどが何をしてきたかという、実は学校の教科書の研究を最初にやっているんです。

施設ができて、いくらPRしても先生たちはプログラム、学校の単元に合わなかったら、いくらあっても来ないんですね。

それで、板橋区の例ですけれども、まず、小学校と中学校の教科書を全部、全教科にわたって研究をして、その単元がこの工場、ここで言えば、その焼却場がどの単元と関連するかというPRをした結果として、そこに多くの先生たちが子供を連れて見学に来たという例があるんですね。

ですから、こういうものが見られます、こういうのがありますではなくて、ここに来ると何年生のこの単元がここで学べるというようなことを、むしろソフトのほうをどう充実していくかを考えていくのが、重要なのかなと思ってます。

また、ここが一番の目的は、単に環境学習を普及させることではなくて、それをごみ減量、3Rに実践させなければいけないということをもう一度ちゃんと考えておかないと、単なるPRセンターみたいになってしまって、来て、立派な施設を見て、ゲームをやってよかったなと言うけれども、相変わらず家に帰っては、ごみの分別はしないし、燃える物

は燃やしちゃえばいいんだというようなことをやっていたら、ここがいくら設備を整えても、ほかの従来の清掃工場と全く変わらないのではないかという気がして、しょうがないんですね。

そういった意味で、何をするのか、何が目的なのかを、もう一度検討していただきたいということと、もう1点は、ここで働く人たちのことをちょっとPRしてもいいのかなという気がしています。

それはどういうことかということ、周りの住民への環境配慮から、いかに臭いがしない、きれいなところかというPRをするんですけども、実際にごみを集めているところやものすごい臭気がある中で作業する方もいるわけで、そういう人たちに対する配慮みたいなもの、もちろん清掃工場がそれを前面に自分から言うのは難しいとは思いますが、逆にそういった臭いを体験できるような場があって、こんなひどい臭いを出す原因は誰なのかって、それは自分たちなんだということをもっと強く訴えていかないと、出せばあそこの人たちは仕事でやっているんだから、何だって構わないというような状況で、何ら改善されないようなことは、特にこれからの子供たちの教育には決していいことではないので、そういった負の部分も一部体験できるとか、逆にそれを体験させることによって、この施設がいかに周りに対し、そういった悪影響が及ばないような配慮をして運営をしているかということをもっとPRするべきだと思うんです。

そういった意味で、今お話をされていたこの計画は、どちらかというと、先端部分でいかに予算をかけてPRするかという方法、まさにお金との計算に終始しているような感じがしてしまって、むしろ基本的にここがやるべき、あるいは住民に知ってもらいたいこと、あるいは学校とかの次の世代の教育に関わるべき、何が提供できるかということをもっと強調していただけたらと思っています。

以上です。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。事務局のほうからコメントございましたら、お願いします。

【事務局（森田事務局長）】

ありがとうございます。繰り返しにはなるんですけども、資料の中にも記載しておりますように、今、広域8市町はそれぞれにおいて、こういった環境教育・学習というものにすごく力を入れてきている。

これはとりもなおさず、特に子供たちに対してというような部分をすごく力を入れて、

学校教育の中に入って行くように計画されている。すなわち次の世代の担う子供たちに、そういった時期のうちから、環境の大切さというようなことを強く感じていただきながら、そして将来の良好な環境の維持につなげていくといったような狙いも、もちろんあるわけです。

そういったことを、この環境学習機能として体现できるかどうかは、これから具体の中で回答をしてみたいと思います。できるだけ委員から、今、いただきましたそういった良好な環境が保たれている傍らといたしますか、その一方で、例えばごみの収集、集積場所、さまざまなそういった必ずしも良好ではない部分もあるんだというようなことも併せてお知らせしていくというようなことは、すごく大事なことだと思っています。

全て、今お話しいただきましたことが盛り込めるかどうかというのは、ちょっとここではお話ししにくいところはあるかもしれませんが、非常に貴重な御意見として受けとめさせていただいて、今後に役立てていければと考えております。

以上でございます。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私も1つ、意見抽出のところに、施設見学の前にごみ処理の流れを説明するというのがあるので、ここに含まれるのではないかとと思うんですが、先ほども、見どころということではないんですけども、ごみを燃やすことによって、ばいじんとか、そういった物ができて、それをきちんと浄化するための機能もちゃんとあって、最終的に飛灰とか主灰とかも出てくると。それを、またさらに再資源化するとか、そのあたりのところも、ぜひ触れていただいて、資源循環という観点を盛り込んでいただけたらと思います。コメントです。

ほかにいかがでしょうか。前田委員、お願いします。

【前田委員】

今、伊藤委員長のコメントにもありましたけれども、それに加えて、なぜ広域なのかという、いろいろな意見が出てますから、今度、広域になる8市町の今のごみ処理の歴史を参考に入れて、なぜ広域になったのかというのも紹介していただくと、学習効果としては意義のあることと思います。これはコメントで、よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。御検討していただければと思います。よろしいでしょうか。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、環境学習機能については、ここまでということにさせていただきたいと思えます。

続きまして、協議事項③、「ごみ処理方式の選考に係る事前協議について」に移りますけれども、ちょうど1時間ぐらいたちましたので、ここで休憩10分ぐらいよろしいですか。

申しわけありませんが、傍聴の方は退室していただくということでお願いしたいと思います。

それでは、15時10分から開始ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

(休 憩) (傍聴人退室)

③ごみ処理方式の選考に係る事前協議について

【伊藤委員長】

よろしいですか。それでは、2、3分早いんですけれども、次の協議のほうに移りたいと思えます。

傍聴人の方は、もういらっしゃらないということで進めさせていただきます。

③番、「ごみ処理方式の選考に係る事前協議について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

引き続き、よろしくお願ひいたします。それでは、資料4です。ごみ処理方式の選考に係る事前協議について、御説明いたします。

2ページを御覧ください。

初めに1、「ごみ処理方式の選考・評価の流れ」になります。振り返りとしまして、ごみ処理方式は、表及びフロー図に示すように、三段階に分けて選考を進めてきております。

第一次では、焼却方式、ガス化溶融方式、メタンガス化（乾式）＋焼却方式が選考され、第二次では、焼却方式（ストーカ式、流動床式）、ガス化溶融方式（シャフト炉式、流動床式）が選考され、現段階は、第三次選考に向けての事業者の技術情報、見積設計図書の提出を依頼しているところであります。なお、この資料の提出期限は、7月5日までとしています。

また、第三次選考は、第二次選考で抽出した方式を対象に、事業者の技術情報を使用し

て、第二次選考と同様に、施設整備に係る基本方針をもとに想定される評価項目（環境性、市場性等）で評価することとしております。

次に、3ページを御覧ください。

2、「ごみ処理方式の評価（第一次選考）」になります。こちらは、第3回委員会の資料の再掲になっております。説明は省略します。

次に、4ページを御覧ください。

3、ごみ処理方式の評価（第二次選考）になります。こちら第3回の委員会で御協議いただいた内容になります。説明は省略いたします。

次に、5ページを御覧ください。

「ごみ処理方式の評価（第三次選考に向けた事前協議）」になります。（1）、「第三次選考の検討目的」ですが、第三次選考では、第二次選考で選考されたごみ処理方式を対象として、各プラントメーカーから提出された技術提案をもとに、発電・売電量、二酸化炭素排出量、発生する残さ等（焼却灰、焼却飛灰、溶融飛灰、溶融スラグ等）などを最終評価し、ごみ処理方式を選考することとしております。

第三次選考は、第6回委員会での協議を予定しておりますが、ごみ処理方式を評価するに当たり、本日の第5回委員会において、評価項目及び評価内容について事前に検討することとしたものであります。

6ページを御覧ください。

（2）、「ごみ処理施設の整備に係る基本方針」の、こちらは確認になります。

評価項目及び評価内容の検討に当たっては、施設整備に係る基本方針により検討することとしております。この基本方針は、第2回委員会で御検討いただいたところであり、その際に、委員の皆様からいただいた御意見をもとに、次のとおりに一部を修正しておりますので、修正箇所3か所の確認をお願いしたいと思います。

基本方針2、当初の説明文にあった「カーボンニュートラル社会に貢献する」としていた箇所を、「カーボンニュートラル社会を創出する」にしております。

基本方針4の説明文にあった「環境教育の推進のため、環境学習の拠点となる施設を目指します」としていた箇所を、「環境教育の推進を含む、総合的な環境学習の拠点となる施設を目指します」というふうに文章を修正しております。こちらにつきましては、第2回委員会後に、各委員の皆様へ修正のお知らせをしておりましたけれども、その内容と同じものであります。

7ページと8ページになります。

(3)、「第三次選考で検討するごみ処理方式」としまして、第二次選考で選考された焼却方式のストーカ式、流動床式の特徴を7ページに載せております。

また、ガス化溶融方式のシャフト炉式、流動床式の特徴については8ページに、それぞれ載せているものであります。

次に、9ページをお願いします。

(4)、「評価方法」になります。

第三次選考では、施設整備に係る基本方針1、2、5を基本としまして、処理技術や施設特性の観点からの評価項目及び評価内容を設定してまいります。詳しくは、次の10ページで御説明いたします。

また、設定した評価項目及び評価内容ごとに、3段階で重要度(配点)を設定し、4段階で評価の点数化を行う設定を考えているものであります。

10ページを御覧ください。

評価項目及び評価内容につきましては、基本方針1から、「技術の確立性」、「ごみ質変動対応」、「公害防止対策」、「建築計画」の4項目。基本方針2から、「所内電力量」、「余剰エネルギー」、「二酸化炭素排出量」の3項目。基本方針5から、「市場性」、「副生成物の資源化」、「建設費」、「運営維持管理費」の4項目を設定したいと考えております。

まず、基本方針1からの項目として、「技術の確立性」については、全国での導入実績数を評価。「ごみ質変動対応」については、ごみ質の変動による処理に与える影響を定性的に評価。「公害防止対策」については、方式ごとの対策の可否や対策方法を定性的に評価。「建築計画」については、方式ごとの建屋の高さや建築面積を評価いたします。

次に、基本方針2からの項目として、「所内電力量」については、方式ごとの所内電力量を評価。「余剰エネルギー」については、確実に交付金の対象であるエネルギー回収率22.0%以上が可能か。また、方式ごとの総発電量、購入電気量及び売電量を評価。「二酸化炭素排出量」については、電力と燃料使用に係る二酸化炭素排出量を評価いたします。

次に、基本方針5からの項目として、「市場性」については、提出された方式のメーカー数を評価。「副生成物の資源化」については、発生量、資源化費、受入れへの市場性等を定量・定性評価し、「建設費」及び「運営維持管理費」については、方式ごとの建設費、運営費及び維持管理費を評価するものといたします。

9ページにお戻り願います。

左の表、「重要度と配点」ですが、上から、AA、A、Bの3段階に分けて、配点を上から10点、6点、4点とし、考え方につきましては、AAが、本施設の建設や運営に対し、カーボンニュートラルや費用面など、本組合に大きな影響を及ぼすと想定される項目を設定しております。

また、Aは重要ではあるが、事業者のノウハウに委ねる部分も多く、今後提案を受け入れる点も多いと想定する項目を設定し、Bは、それ以外の設定とするものであります。

右の表、「点数化方法」ですが、こちらは4段階として、◎は配点そのままの点数となり、○が配点の半分、△が配点の1割とし、×は問題があるとして、その方式は選考しないという形をとりたいと考えております。

以上、9ページと10ページ、ごみ処理方式に係る評価項目及び評価内容、配点等についての考え方について、お示しいたしました。

なお、協議の冒頭でお配りしました資料は、プラントメーカーに対して見積設計図書を依頼した際に添付しました、「新ごみ焼却施設整備運営事業に係る概要書」と前回の委員会でお示しした資料、「プラントメーカーへの技術提案書依頼について」となりますので、評価項目及び評価内容の検討に当たり、御参照いただければと思います。

「ごみ処理方式に選考に係る事前協議について」に関する説明は、以上となります。

【伊藤委員長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。柳井委員、お願いします。

【柳井委員】

5ページの検討目的のところ、「発生する残さ等を最終評価」と書いてあるんですね。発生する残さについては、メーカーに対する依頼書だと、これは全て資源化を求めているんですね。そうすると、これは発生する残さの量なんですか。それともコスト、何を最終評価するんですか。最終処分しないということで、仕様書や概要書に出して書いているんですね。

それと、見積依頼したメーカーは、大体何社ぐらいに出したのか、教えてもらいたい。

それから10ページのところで、評価方法はわかるんですけども、基準ですね。例えば、4点、6点というのは、どこを満点にするかという基準というか、一番だと満点で、それに対する比率でやるのかわからないけれども、ちょっと評価の基準がないとやりづらいということですね。

例えば、「特にごみ質低下時」というのは、6点なんですけれども、既にごみ質自体は、カロリー的には提示しているんですね。それに対して、さらに「特にごみ質低下時」という話になると、何を評価するのか。少なくとも、ごみ質の範囲については満足しなければいけないわけで、その範囲でいえば、おそらく助燃せずに100%処理できることを求めているとすると、さらにこの変動に対して何を評価するか、どんなことが評価の項目かわからないというのがあるんですけど、いずれにしても、基準の考え方を少し示していかないとまずいかなと。

それから、もう1点。「市場性」を評価するというのは、確かにわからないことはないんですけども、複数あったほうが競争原理が働くというのも事実ですが、競争原理への影響というのを教えていただきたい。

【事務局（藤原施設課長）】

まずは発生残さのところになりますけれども、評価のところ、何を出したのかということなんですけれども、残さの量とコストについて、その2点については出してもらおうということで考えております。

それと、プラントメーカー何社に出したかということですけども、8社になります。

【柳井委員】

内訳はあるんですか。

【事務局（藤原施設課長）】

内訳は、ありますけれどもちょっと言えないところですが、主要大手と呼ばれるところになります。

また、基準については、次回の委員会でお示しするというところで考えているところであります。

【伊藤委員長】

「市場性」のお話は。

【事務局】

「市場性」のところは、先ほどおっしゃられたように、複数かどうかで結構違うということがあります。実際のところ、今8社ということがあったかと思うんですけども、処理方式としては4つ残っている状態で、ちょっと具体的に言っていくと、ストーカ方式であれば、おそらく8社全社において対応は可能ですが、それ以外の3つに関しては、対応可能ではない会社もあるという状況になっているのが、今の市場になっていますので、や

はり「市場性」を少し評価のところに入れたほうがいいかなということで、入れているものになります。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。

【柳井委員】

それから、評価基準のところ。方法と基準の話。評価基準の満点をどこにするかという。

【事務局（藤原施設課長）】

評価基準につきましては、次回の委員会でお示しします。

【柳井委員】

次回なのか。そうですか。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。次回だと、その場で採点ということになりますが。

【柳井委員】

では、今日は点数配分がいいかどうかだよね。

【伊藤委員長】

次回で、もう点数づけをするということですよ。ですから、もしその場で、ちょっとこれ違うんじゃないかということがあるのであれば、次回の前に基準を示してもらった方が……。

【柳井委員】

考え方を示してもらったらいいのでね。

【伊藤委員長】

時間的に、その次回の前に事前に資料をいただいて、御意見を伺うということではいかがですか。

【柳井委員】

まあ、決めだからね。こういうふうにやりますと言って、皆さんがオーケーならいいでしょう。一番大きいのは配点部分でしょうね。

【伊藤委員長】

いかがでしょうか。

【事務局（藤原施設課長）】

事前に情報として、委員の皆様にはお伝えするということでは可能ですので、よろしくお

願います。

【伊藤委員長】

はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【柳井委員】

もう1点、これはちょっと難しくてわからないんですけども、評価というのは、基本的には全ての項目が、極力独立性を持っていたほうがいいんですね。類似のだと、全部そういうのが多いと、そこが1つだけ全部プラスになっちゃうんですけども、その辺は大丈夫ですよ、おおむね独立的な評価項目ですよ。

エネルギー関係でいうと、CO₂とみんな絡んだりするのが結構出てくるんですけども、CO₂とか省エネとかという、ほとんど類似で近い項目が出てくるので、何かそのところだけいいところは高い点数ばかりになる。そういうことがある。

評価項目の2番のあたりが、かぶってないですかね。

【事務局】

2番のところでは、電力関係はいろいろと関係するかなと思ってはいますけれども、評価方法のところに書いている内容でいうと、まず「所内電力量」というのは施設で使う電力が1つあります。「余剰エネルギー」のところで書いているのが、発電量と売電量。「二酸化炭素」のところに書いている電力というのは、これは買電量のことになりますので、所内電力と発電量、売電量、買電量ということで、項目としては分かれてはいると考えております。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。私も、「所内電力量」が大きくなると「二酸化炭素の排出量」も大きくなるような、逆もありかと思うんですけども、少し重なるところがあるようにも思いました。そうではないということで、よろしいんですか。

【事務局】

あくまでも「二酸化炭素の排出量」は、買電量の数字をもとに係数をかけていくということを考えています。

【伊藤委員長】

すみません、買電量というのは。

【事務局】

東北電力から購入する電気になります。ですので、「所内電力量」が高くて、例えば発電が増えてというところで、足し算引き算の話になってくるので、全く独立しているかと言われると、それは難しいかなとは思っておりますけれども、項目の数字としては独立したものを評価しているものと考えております。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

前田委員、お願いします。

【前田委員】

5番の基本方針の「副生成物の資源化」のところですが、例えばほかの項目、「建設費」や「運営維持管理費」の項目が、結構関係性があるように思うんですが、その独立性がどうなのかという質問と、もう1つは、これが例えばあまりうまくいかないと、「運営維持管理費」のほうに関わってくるような気がするので、配点はちょっと低いように個人的には感じるんですが、そここのところに対する御意見を伺いたいと思います。

【事務局】

まず、お金の話で言うと、一番下の「運営維持管理費」には、今おっしゃったことを踏まえますと、資源化の費用を入れないで評価するということは、できるかと思います。また、「副生成物の資源化」のところでは、資源化費用のところを評価するということであれば、それぞれ置かれるかなと思っております。

【伊藤委員長】

よろしいですか。

【前田委員】

配点が低いのではということについては。

【事務局】

「副生成物の資源化」のAが低いということかと思われましても、今のお話を伺って、AからAAに上げるということで、事務局としては修正するのは問題ありませんので、いただいた御意見を踏まえれば、それでまた修正させていただければと思います。

【前田委員】

これ、絶対にそうしてほしいという意見ではなくて、あくまでも意見というか、私を感じたことです。ありがとうございます。御検討くださいという意味です。

【柳井委員】

1個1個見ると、入札段階における個別評価みたいな項目になっているんですけど、実際、これは方式評価なんですね。例えば、方式によっては、複数社出てきたときに、その方式の差が出てくるわけですね。その場合はどうするんですか。

一番いいところとか悪いところとか、よくわからないんですけど、実際にCO₂とかお金なんていうのは、本当は最後、入札の話ですよ。それを方式評価でやるという話でしょう。何か難しい気も少ししているんです。「副生成物の資源化」や「市場性」というのは、「運営維持管理費」に全部入っちゃっているわけなので、どこかにかぶっちゃってるかなという気もしますね。方式評価をするときの考え方を教えていただければ。

【事務局】

今おっしゃったように、例えば複数のメーカーが出してきた方式があった場合に、よくつくっているのは、範囲を設けて、幾らから幾らというような形でお出しするという場合もありますし、平均値を出すというときもあったりします。

ただ、1社の場合は、おそらくそのメーカーのピンポイントの数字にどうしてもなってしまいます。そうしたときの評価というのは、やはり難しいなと思っているんですけども、例えば、幾らから幾らという数字とピンポイントの数字があった上で、委員会の中で御協議いただいて、例えばそこまで大きな差ではないということであれば、同じような評価をするというやり方もあるのかなと思いますし、少しでもその範囲を設けたときの上と下を見た上で、やっぱり差があるということであれば、また評価に差をつけるというやり方もあるのかなと思っています。

ですので、メーカーが何社出てくるかということによって、ちょっと考えも変わってくるかなと思っています。

【柳井委員】

ちょっと関連ですけど、メーカーに対しては、1社に対して複数提案を受け付けるという形ですか。

【事務局】

今回、4つの方式が残っているので、各メーカーに対しては、自分たちが一番望む方式で出してくださいというやり方をしています。

【柳井委員】

じゃあ、1つしか出てこないんですね。

【事務局】

はい。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。

すみません、私からもついでになんですけれども、万が一、4つのうち1つも出てこない方式があった場合には、もうそれは自動的に消去されるということでもよかったですね。そういう可能性もあるということで、もしかすると2つだけになる可能性もあるということですけど、よろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【柳井委員】

これは、こちらで選んだメーカー8社ですか。例えば、サウンディングみたいな形で、一定程度公告をしてやったものですか。

例えば、ここで参加できなかったが、入札公告したら手を挙げてきた場合、あなたのところは8社に入ってなかったから駄目ですよという話になるのかどうか。

【事務局】

そのあたりは、今後の入札参加要件をどう設定するかというところに関わってくるかと思うんですけども、今回選んでいる8社というのは、今回の施設規模相当で3炉構成、100 t × 3 炉ですかね。それ以上の実績があるところを選んでいますので、今回の見積りをしたときから入札公告までの間に、何らかの実績ができましたという新しいメーカーが出てくれば、実績はつくということにはなるかと思えますけれども、現時点で実績がないところには依頼をしていないという考えでやっています。

【柳井委員】

そうすると、これからの話ですけど、入札条件はもう決めたということですね。

【事務局】

あくまでも今回に限った話になります。

【柳井委員】

いや、つまり、今回140～150 t に対して、同程度以上を入札要件にするということですね。例えば、実績が100 t じゃ駄目だということですね。外部に対して説明できるかを聞いたかったんです。

【事務局】

今回は、基本計画を策定していますので、各メーカーの設計条件をもとに今回の処理方式の検討などを行っていきます。

実績がちゃんとあるところのメーカーの設計値をもとに、評価したいという考えがあるので、今回の条件を設定していますが、入札参加資格要件というのは、また別の話になってくるかと思しますので、その時点でさらに検討に入ることになるかと思います。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

これは、次回はどういう手順で決める形になりますか。今、御議論いただいたような形で、例えば同点のところがあるだとか、あるいは平均でとるのかどうかといったところを、もう次の委員会で全て決めて、この方式というふうにするのか。

そのあたりの流れというか、お考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

【事務局（施設課）】

いただいた御意見をもとに、第6回委員会までに評価基準などをお示しして、それで第6回に臨みまして、最終的にどのような決定になるかということにつきましては、今、事務局のほうでも検討している状況でございます。

【伊藤委員長】

その検討されている内容というのは、次の委員会の前に方針を示していただけるのかどうか。

【事務局（施設課）】

はい、おっしゃるとおりで、第6回委員会前にはお知らせしたいと思っております。

【伊藤委員長】

はい、わかりました。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今、示していただいたような内容と、今後、次の委員会までに情報提供していただくということにさせていただきたいと思います。

それでは、議事のほうを終えましたけれども、傍聴人の方が、もしいらっしゃれば……。よろしいですか。

それでは、進行のほうは事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

4 その他

【事務局（菊池総務課長）】

ありがとうございました。では、続きまして、4、「その他」に入らせていただきます。

事務局から次回の開催について、お知らせがございます。

【事務局（施設課）】

次回の委員会の開催について、御連絡になります。第6回の委員会につきましては、現在のところ、9月の開催を予定してございます。後日、委員の皆様へ開催の御案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、次回、第6回委員会の開催につきましては、組合のホームページ上で情報を掲載してお知らせいたします。

以上でございます。

【事務局（菊池総務課長）】

では、ただいまのお知らせについて、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局からは特にございませんけれども、その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

5 閉会

【事務局（菊池総務課長）】

では、以上をもちまして、第5回盛岡広域環境組合施設整備検討委員会を閉会とさせていただきます。長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございました。